

2020年7月16日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号  
株式会社スリー・ディー・マトリックス  
代表取締役社長 岡田 淳

## 第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年より会場内の座席の間隔を広げて開催させていただくため、会場に入場できる株主様の人数に制限がございます。定員を超える株主様をご来場された場合には、ご入場いただけない可能性がございます。株主様におかれましてはご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面又はインターネットでの議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面又はインターネットにより議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。後述のご案内に従って2020年7月30日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |         |                                                                                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時  | 2020年7月31日（金曜日）午前10時                                                                                                           |
| 2. 場 所  | 東京都千代田区隼町1番1号 ホテルグランドアーク半蔵門<br>富士の間（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）                                                                     |
| 3. 目的事項 |                                                                                                                                |
| 報告事項    | 1. 第16期（2019年5月1日から2020年4月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第16期（2019年5月1日から2020年4月30日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項    |                                                                                                                                |
| 第1号議案   | 監査役1名選任の件                                                                                                                      |
| 第2号議案   | 当社の従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員、社外協力者に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件                                                                     |

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年7月30日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2020年7月30日（木曜日）午後6時までに行使してください。

#### 5. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する  
場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

---

**本年は株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます  
ようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インター  
ネット上の当社ウェブサイト (<http://www.3d-matrix.co.jp/>) に掲載させていただきます。

《新型コロナウイルス感染防止のための対応について》

本株主総会に際し、以下の対応を取らせていただきます。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

- 役員及び運営スタッフは原則としてマスク着用で対応させていただきます。
- 開催時間短縮化のため、本株主総会は事業報告については簡略化させていただくとともに、円滑な議事進行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 例年開催しておりました株主総会終了後の事業説明会の開催を中止させていただきます。
- 本株主総会にご出席される場合はマスク着用、アルコール消毒液による手指の消毒などの感染防止策にご協力ください。ご協力いただけない場合には、入場をお断りさせていただきます場合がございます。
- 運営スタッフによる検温をさせていただく場合がございます。
- 37.5度以上の発熱や体調不良と見受けられる方は、入場をお断りさせていただきます場合がございます。
- 本年は株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。

株主様におかれましてはご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面又はインターネットでの議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。また、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は、より慎重なご判断をお願いいたします。

インターネットでの議決権行使につきましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧ください。なお、議決権の行使期限は、2020年7月30日（木曜日）午後6時までとなっておりますのでご注意ください。

株主総会当日までの感染拡大や政府の発表内容により、株主総会の運営・会場等に変更が生じる場合は、当社ホームページ（<http://www.3d-matrix.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2020年7月30日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によつては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

<続く>

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2019年5月1日から  
2020年4月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当社グループは、米国マサチューセッツ工科大学（以下「MIT」という。）の発明による自己組織化ペプチド技術を用いた医療製品の開発や販売をグローバルに展開しております。

外科医療、再生医療及びドラッグ・デリバリー・システム（以下「DDS」という。）等の領域で画期的な製品を開発することを目指しており、外科医療では止血材、粘膜隆起材、癒着防止材を展開し、再生医療では歯槽骨再建材や創傷治癒材を展開しております。また、DDS領域では核酸医薬等の新分野でも研究開発活動を進めてまいりました。

当連結会計年度の研究開発で大きく進展があったトピックスにつき、以下に報告させていただきます。

#### ① 止血材（TDM-621）

日本国内では消化器内視鏡領域での治験が終了し、2019年10月に製造販売承認申請を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）に提出しております。2021年4月期に新医療機器での承認取得を目指してまいりましたが、PMDAの方針で改良医療機器（臨床あり）として審査されることとなり、承認取得の確度が高まるものと想定しております。

欧州では全域において販売中で、中枢神経分野など領域の拡大や、創傷治癒機能の追加等、今後も複数の分野で適応拡大を進め、オンリーワンの製品となれるように価値を一層高めていく方針です。

米国では消化器内視鏡治療から開発を開始し、510(k)のプロセスを活用することで、当初計画より前倒しとなる2021年4月期での承認申請を目指しております。

#### ② 粘膜隆起材（TDM-644）

製品の優位性を高めるため、ペプチドに改良を加えた新たな配列で開発を進めております。開発方針につきPMDAと協議を重ねた結果、性能と安全性が既存製品と同等であることを非臨床試験で十分に検証できれば、臨床試験を必要としない

改良医療機器としての申請が妥当との見解が得られております。

これを受けて当社では、非臨床試験において必要な検証事項をクリアし、2021年4月期に製造販売承認申請を提出する計画としております。

### ③ 創傷治癒材（TDM-511）

米国食品医薬品局（以下「FDA」という。）より承認を受けておりますが、より高い臨床的価値が求められる重度の熱傷や、皮膚がん等の分野への適用を目指して、他薬剤とのコンビネーション（抗生物質、抗がん剤等）も視野に入れて研究を進めております。

また、巨大市場である美容整形分野にもアクセスすべく、FDAに適応拡大申請を提出してはりましたが、2020年5月に承認を取得しました。2021年4月期の販売開始に向けて準備を進めてまいります。

### ④ 核酸医薬による治療抵抗性乳がん治療プロジェクト

界面活性剤様の自己組織化ペプチドを核酸医薬のDDSとして提供しているプロジェクトです。聖路加国際病院の主導の下、治療抵抗性の乳がん（トリプルネガティブ乳がん）を対象とした第I相医師主導治験の計画届がPMDAに提出されました。当社は、国立がん研究センターと共同でがん幹細胞に対する治療薬の特許を取得しており、同分野や関連分野の共同研究/共同開発に向けた取り組みを進めております。

### ⑤ 新型コロナウイルス抗体検査薬プロジェクト

新型コロナウイルス抗体検査キットを、欧米で販売実績のあるPrometheus Bio社と日本市場向けに共同開発を進めております。抗体検査キットは、血液、血清及び血漿中の抗体を検出する対外診断薬用であり、感染による免疫能獲得につき抗ウイルス抗体を検出することが可能です。

また、アンジェス株式会社が大阪大学と2020年3月5日に発表した「プラスミドDNA製造技術を用いた新型コロナウイルス感染症向け予防用DNAワクチンの共同開発」に参画し、同社と共同で日本国内での臨床試験データを収集し、ワクチン投与前の抗体の有無確認等の利用可能性を検討してまいります。

### ⑥ 製品原価低減プロジェクト

当社製品群の製品原価率につき検討を重ねてまいりましたが、原価率を大幅に低減できる滅菌方法の変更及び製造スケールアップを実施可能な段階まで開発を進めることが出来ました。早急に一部変更申請を行い、2022年4月期から実装することを計画しております。

次に販売進捗の状況につき、以下に重点エリアの報告をさせていただきます。

### ① 欧州

止血材の製品販売で通期394,784千円となり前期比105.1%増と大幅に拡大しました。

消化器内視鏡領域に関しては、2019年にFUJIFILM Europe B.V.（以下「FUJIFILM」という。）との間で欧州全域における独占販売契約を締結し、FUJIFILMによる販売が開始されております。新型コロナウイルスの影響はあったものの、ほぼ想定通りの販売を達成できております。また、2020年1月には独占販売契約の対象範囲を中東諸国まで拡大することで合意し、今後、販売準備が整った国から順に販売を開始していく予定です。

引き続き、FUJIFILMとのパートナーシップを活かしてさらなる成長を目指してまいります。

### ② オーストラリア

止血材の製品販売で通期267,993千円となり前期比113.7%増と大幅に拡大しました。

当期に入り直販の営業体制を強化したことが成果に結びつき、特に人口の多いオーストラリア東部での売上が急増しております。また、前期までは主に耳鼻咽喉科での販売でしたが、当期はそれに加え消化器内視鏡や腹腔鏡手術などの新たな領域での販売を進めたことが、売上の拡大に繋がりました。

2021年4月期以降も、ターゲット領域を拡大することでさらに成長するものと考えております。

### ③ 米国

耳鼻咽喉科領域の癒着防止材兼止血材「PuraSinus」の販売承認を取得しております。本領域は、施術件数と既存製品の単価から推計して最大200億円の規模を有する市場と考えられます。

本領域は、オーストラリアにおいて既に成功を収めている分野であるため、その事例にならい、直販で販売を開始し早期に一定の成果を挙げることを目指して販売体制の構築を進めました。

このような結果、当連結会計年度の業績については、止血材の製品販売は欧州で394,784千円、アジア／オセアニアで271,267千円、中南米で6,367千円を計上し、事業収益672,418千円と前連結会計年度の約2倍となりました。

費用面に関しては、止血材の国内治験を終了し、製造販売承認申請を提出して

おりますが、当初計画より治験終了及び製造承認申請の時期が遅れたことにより、主に治験費用等の研究開発費用が超過しております。

その結果、経常損失2,954,836千円、親会社株主に帰属する当期純損失3,096,159千円となりました。

なお、当社グループの事業は単一セグメント（医療製品事業）であるため、セグメントごとの記載はしていません。

## (2) 資金調達の状況

売掛金の回収、第20回、23回、24回新株予約権の行使及び第2回、3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により資金調達ができております。

## (3) 対処すべき課題

当社グループは、医療分野を取り巻く現状を分析し、それらを踏まえた最善の事業戦略の策定及び推進実行に向けて、具体的には以下のような点が事業運営上の課題と認識しております。

### ①事業収益の拡大とコスト削減

当社グループは、外科領域では止血材、癒着防止材、粘膜隆起材等、再生医療領域では歯槽骨再建材、創傷治癒材等、DDS領域では核酸医薬等のパイプラインを開発しておりますが、これらの早期の製品上市、製品販売での収益獲得が当社グループ経営の安定化に向けた課題であると認識しております。

主力製品である止血材については、主に欧州やオーストラリアで製品販売を開始しております。特に欧州では、2019年6月に欧州全域をカバーする販売提携をFUJIFILMとの間で実施し、2020年2月にはその提携の地域を中東諸国まで拡大しております。また米国では、耳鼻咽喉科領域で癒着防止材兼止血材の販売体制の確立が完了しており、オーストラリアでの成功事例も活かし、新型コロナウイルスが終息し次第、製品販売を開始します。日本においては、止血材の製造販売承認を2021年4月期での取得を目指しております。今後、日米欧全ての地域で販売を本格化させ、今まで以上の成長を目指してまいります。

また、日本、欧州、韓国での止血材、日本での粘膜隆起材、米国での癒着防止材等における契約金や共同開発費等の一時金の獲得も追求し、安定的な事業収益の確保を目指して取り組んでまいります。

一方で、グループ全体でコストの削減を進め、特に当社製品群の製品原価率を大幅に削減する努力も進めてまいります。また、研究開発に関しては、臨床試験を必要としない、もしくは最小規模で実施できる等、グローバルで見て最も有利

な市場を選びながらコストと時間の最小化に努めております。今後ともグループ全体で、グローバルの視点から収益性の改善に努めてまいります。

## ②資金調達

当社グループの研究開発及び事業運営を進めるための十分な資金確保に向けて、2019年3月に米国においてバイオ業界への投資に多くの実績を有する投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インク（以下「ハイツ」という。）に対し第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、2019年4月に1,299,990千円を調達しております。

併せて、第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権も発行し資金調達を実行し、その内第20回新株予約権の全数の行使が2019年8月16日に完了し、779,173千円を調達しております。

また、第23回新株予約権の発行及び行使も2020年1月より行われ、2020年3月12日までに683,763千円を調達しましたが、新型コロナウイルスの影響により当社を含む上場企業の株式が全般的に暴落し、行使の進行が難しくなりました。これを受けて直ちに無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の条件を見直し、新たに第2回及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債、第24回新株予約権及び第25回新株予約権を発行することで、当初のファイナンス条件を上回る契約を締結することができました。

この結果、新株予約権の払込金等により319,304千円を2020年4月30日に、第24回新株予約権の行使により2020年6月19日までに1,835,780千円を調達することができております。今後も順調に行使が進むものと考えております。

また、株式会社りそな銀行と借入コミットメントライン契約を締結しており、安定的な事業資金の確保に取り組んでおります。今後も引き続き各金融機関からの資金調達、借入コミットメントライン契約の設定・拡大、リース等様々な資金調達を検討・実施し、継続的に財務基盤の強化に努めてまいります。

## ③研究開発体制及び経営管理体制の強化

当社グループは、パイプラインの進展及びグローバル展開に対応するため、多様化するリスクを把握しこれに対処するための研究開発体制や経営管理体制の強化を経営課題と認識しております。

当社グループは、研究開発において小規模の体制で、各規制当局の定める基準に準拠した体制を構築し、複数の臨床開発を実施しております。今後、事業がさらに拡大、グローバル化した際にも、必要な情報の収集を行い、社内規定の改訂や継続的社員教育などを通して、法令や規則の遵守のための活動を継続して行ってまいります。また、当社グループは小規模組織ですが、グローバルに拠点を展開しております。そのため、連結での内部統制体制を確立することを目指し、統

制項目や業務プロセスを検証し、リスクを洗い出し、それを最小化する取り組みを実施しております。今後も組織的な内部統制の構築を進めるとともに、組織間の牽制機能の強化やコンプライアンス体制の強化に向け取り組んでまいります。

また今後も、製品上市や事業提携の拡大など事業ステージに合わせて、充分な体制を維持すべく、事業計画に合わせた人員計画により、高度な専門知識・経験を有する国内外の人材確保や育成、外部リソースの積極活用に努めてまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第13期 2017年4月期	第14期 2018年4月期	第15期 2019年4月期	第16期(当連結会計年度) 2020年4月期
事業収益	615,852 千円	228,615 千円	328,847 千円	672,418 千円
経常損失(△)	△1,270,163 千円	△1,767,071 千円	△2,426,127 千円	△2,954,836 千円
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△1,392,571 千円	△1,866,217 千円	△2,554,559 千円	△3,096,159 千円
1株当たり 当期純損失(△)	△64.62 円	△81.26 円	△97.41 円	△103.36 円
総資産	3,423,643 千円	3,135,731 千円	4,092,627 千円	3,115,617 千円
純資産	2,607,343 千円	2,201,879 千円	1,513,000 千円	473,018 千円
1株当たり純資産	105.84 円	76.75 円	40.34 円	1.80 円

(注) 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式数により算出しております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
3-D Matrix, Inc.	1,932千米ドル	100.0	医療製品開発・販売
3-D Matrix Europe SAS.	3,060千ユーロ	100.0	
3-D Matrix Asia Pte. Ltd.	500千SGドル	100.0	
3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.	4,500千レアル	100.0 (0.1)	
北京立美基投資咨询有限公司	3,509千元	100.0 (100.0)	
3-D Matrix EMEA B.V.	300千ユーロ	100.0	
3-D Matrix UK Limited	10千ポンド	100.0 (100.0)	
3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd	0.1千豪ドル	100.0 (100.0)	

(注) 当社の出資比率の( )内の数字は、間接所有比率であります。

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はございません。

## (6) 主要な事業内容 (2020年4月30日現在)

事業	区分	主要製品
医療製品事業	医療製品開発・販売	自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域・再生医療領域・DDS領域において医療機器及び医薬品の研究開発を行う事業です。 主要な開発パイプラインとしては、外科領域では吸収性局所止血材、粘膜隆起材、癒着防止材を有しており、再生医療領域では歯槽骨再建材、創傷治癒材を有しています。
	研究試薬販売	自己組織化ペプチドのPuraMatrix製品を米国の販売会社を通じて研究試薬用途での販売を行っています。同製品は、国内外の大学・研究機関等における自己組織化ペプチドを用いた様々な医療分野の応用研究に用いられております。

(7) 主要な営業所（2020年4月30日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区麹町三丁目2番4号

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
3-D Matrix, Inc.	米国マサチューセッツ州
3-D Matrix Europe SAS.	フランス共和国リヨン市
3-D Matrix Asia Pte. Ltd.	シンガポール共和国
3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.	ブラジル連邦共和国サンパウロ市
北京立美基投資咨询有限公司	中華人民共和国北京市
3-D Matrix EMEA B.V.	オランダ王国ホーフトドルプ
3-D Matrix UK Limited	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国ロンドン市
3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd	オーストラリア連邦ビクトリア州

(8) 従業員の状況（2020年4月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
65 名	10名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
13 名	1名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

(9) 主要な借入先（2020年4月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	300,000千円
株式会社みずほ銀行	100,000千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは研究開発費用が先行して計上されることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。

当該重要事象等を解消又は改善するために、当社グループは医療製品事業においてグローバルに展開している吸収性局所止血材の製品販売による事業収益を計上し、主に欧米・アジア・南米地域における販売権許諾等の契約一時金やマイルストーンペイメント収入を獲得してまいります。

また、親子会社間での研究開発において基礎研究の共有・効率化も進んでいることから、業務効率化による諸経費の節減等にも注力し販売費及び一般管理費の圧縮にも取り組むことで収益構造を改善し、重要事象等の解消に向け取り組んでまいります。

さらに、当社グループの研究開発及び事業運営を進めるための十分な資金確保に向けて、2019年3月に米国においてバイオ業界への投資に多くの実績を有する投資ファンドのハイツに対し第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、2019年4月に1,299,990千円を調達しております。

併せて、第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権も発行し資金調達を実行し、その内第20回新株予約権の全数の行使が2019年8月16日に完了し、779,173千円を調達しております。

また、第23回新株予約権の発行及び行使も2020年1月より行われ、2020年3月12日までに683,763千円を調達しましたが、新型コロナウイルスの影響により当社を含む上場企業の株式が全般的に暴落し、行使の進捗が難しくなりました。これを受けて直ちに無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の条件を見直し、新たに第2回及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債、第24回新株予約権及び第25回新株予約権を発行することで、当初のファイナンス条件を上回る契約を締結することができました。

この結果、新株予約権の払込金等により319,304千円を2020年4月30日に、第24回新株予約権の行使により2020年6月19日までに1,835,780千円を調達することができております。今後も順調に行使が進むものと考えております。

また、株式会社りそな銀行と借入コミットメントライン契約を締結しており安定的な事業資金の確保に取り組んでおります。今後も引き続き各金融機関からの資金調達、借入コミットメントライン契約の設定・拡大、リース等様々な資金調達を検討・実施し、継続的に財務基盤の強化に努めてまいります。

これらの事項にもかかわらず、研究開発及び事業運営のための十分な資金の確保にいまだ不確実性があるため、現時点において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

なお、連結計算書類及び計算書類は継続企業を前提としており、継続企業の前提

に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類及び計算書類には反映しておりません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年4月30日現在）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 60,672,000株   |
| (2) 発行済株式の総数 | 31,876,450株   |
|              | (自己株式246株を含む) |
| (3) 株主数      | 16,390名       |
| (4) 大株主      |               |

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
永野 恵嗣	1,818,100	5.70
J.P. MORGAN SECURITIES PLC	713,625	2.24
扶桑薬品工業株式会社	640,000	2.01
株式会社SBI証券	557,700	1.75
FFアクセラレーター1号投資事業有限責任組合	500,300	1.57
株式会社アイル	400,000	1.25
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	346,700	1.09
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-DAISHIN	320,300	1.00
CYPRESS JAPAN合同会社	320,000	1.00
楽天証券株式会社	311,500	0.98

(注) 持株比率は、自己株式(246株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中における第三者割当による新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数が3,778,550株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況（2020年4月30日現在）  
当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第9回（250円）	2012年7月9日 ～2020年7月8日	15個	普通株式 24,000株	1名
	第10回（313円）	2013年4月27日 ～2021年4月26日	55個	普通株式 88,000株	2名

（注）社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

2019年7月5日開催の取締役会決議による新株予約権（第22回新株予約権）

	当社使用人	子会社の役員及び使用人	社外協力者
交付者数	6名	20名	3名
新株予約権の数	606個	1,737個	560個
目的となる株式の種類及び数	普通株式60,600株	普通株式173,700株	普通株式56,000株
発行価格	無償		
新株予約権の行使価額	1個につき53,500円		
権利行使期間	2021年7月6日～2029年7月5日		2019年7月24日～ 2029年7月5日

（注）上記のうち、209個（20,900株）は退職により権利を喪失しています。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2020年4月30日現在）

当社は、2020年4月14日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月30日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入及び消却並びに第21回新株予約権及び第23回新株予約権の買入及び2020年5月1日付での消却のための手続を完了いたしました。

また、同日の取締役会において第2回及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第24回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第25回新株予約権の発行を決議しております。

第2回及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の内容は、次のとおりであります。

新株予約権の数	80個 第2回新株予約権付社債：40個 第3回新株予約権付社債：40個
目的となる株式の種類、数及び転換価額	普通株式 4,534,798株 第2回新株予約権付社債：2,380,952株 (上記潜在株式数は、当初転換価額である294円で転換された場合における最大交付株式数です。上限転換価額は修正条件から実質的に当初転換価額となります。下限転換価額は155円ですが、下限転換価額における潜在株式数は4,516,129株です。) 第3回新株予約権付社債：2,153,846株 (上記潜在株式数は、当初転換価額である325円で転換された場合における最大交付株式数です。上限転換価額は修正条件から実質的に当初転換価額となります。下限転換価額は155円ですが、下限転換価額における潜在株式数は4,516,129株です。)
新株予約権の発行価額	無償
権利行使期間	第2回新株予約権付社債：2020年5月1日～2024年5月1日 第3回新株予約権付社債：2020年5月1日～2024年7月31日
新株予約権付社債の残高	1,400,000千円 第2回新株予約権付社債：700,000千円 第3回新株予約権付社債：700,000千円

第24回新株予約権及び第25回新株予約権の内容は、次のとおりであります。

新株予約権の数	99,500個 第24回新株予約権：78,500個 第25回新株予約権：21,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 9,950,000株 第24回新株予約権：7,850,000株 第25回新株予約権：2,100,000株
新株予約権の払込金額	14,592千円 第24回新株予約権：14,130千円（1個当たり180円） 第25回新株予約権：462千円（1個当たり22円）
行使の条件	第24回新株予約権：当初行使価額279円 第25回新株予約権：当初行使価額309円 (行使価額は一定の条件の下、修正又は調整される。)
権利行使期間	第24回新株予約権：2020年5月1日～2022年5月2日 第25回新株予約権：2020年5月1日～2024年7月1日

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年4月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡田 淳	3-D Matrix, Inc. 取締役 3-D Matrix Europe SAS. 取締役 3-D Matrix Asia Pte. Ltd. 取締役 3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda. 取締役 北京立美基投資諮詢有限公司 取締役
取締役会長	永野 恵嗣	3-D Matrix, Inc. 取締役 3-D Matrix Europe SAS. 取締役 3-D Matrix Asia Pte. Ltd. 取締役 3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda. 取締役
取締役	新井 友行	
取締役	島村 和也	島村法律会計事務所 代表 コスモ・バイオ㈱ 社外取締役 ㈱CAICA 社外取締役 ㈱明豊エンタープライズ 社外取締役 ㈱アズーム 社外監査役
常勤監査役	河邊 務	河邊社会保険労務士事務所 代表
監査役	向川 寿人	向川公認会計士事務所 代表 ㈱ファースト コンサルティング 取締役 エム・アール・エス広告調査㈱ 社外監査役 ㈱アドバンスト・メディア 社外監査役 ㈱PR TIMES 社外監査役
監査役	大 毅	大総合法律事務所 代表 JITSUBO㈱ 社外監査役 ㈱オロ 社外監査役 ㈱リログループ 社外監査役

- (注) 1. 島村和也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 河邊務、向川寿人及び大毅の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 島村和也氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、企業法務に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 河邊務氏は、社会保険労務士の資格を有しており、企業管理全般に関する知見を有するものであります。
5. 向川寿人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 大毅氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、島村和也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、当社の社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	基本報酬
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	47,094千円 (4,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14,760千円 (14,760千円)
合計	7名	61,854千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は年額200百万円 (2010年7月29日第6期定時株主総会決議) であります。  
2. 監査役の報酬限度額は年額30百万円 (2012年7月26日第8期定時株主総会決議) であります。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員等の重要な兼職の状況等

- ア. 取締役島村和也氏は、島村法律会計事務所の代表を兼任しております。また、コスモ・バイオ株式会社、株式会社CAICA、株式会社明豊エンタープライズの社外取締役及び株式会社アズームの社外監査役を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- イ. 監査役河邊務氏は、河邊社会保険労務士事務所の代表を兼任しております。同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- ウ. 監査役向川寿人氏は、向川公認会計士事務所の代表及び株式会社ファースト コンサルティングの取締役を兼任しております。また、エム・アール・エス広告調査株式会社、株式会社アドバンスト・メディア、株式会社PR TIMESの社外監査役を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- エ. 監査役大毅氏は、大総合法律事務所の代表を兼任しております。また、JITSUBO株式会社、株式会社オロ及び株式会社リログループの社外監査役を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	島村 和也	当事業年度に開催された取締役会に12回中12回出席するとともに、監査役会にオブザーバーとして出席しました。取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換では、適宜必要な助言を行っております。
社外監査役	河邊 務	当事業年度に開催された取締役会に12回中12回出席するとともに、監査役会に18回中18回出席しました。取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、常勤監査役として定期的に代表取締役との意見交換、社内における重要な会議にも出席するとともに往査を実施しております。
社外監査役	向川 寿人	当事業年度に開催された取締役会に12回中12回出席するとともに、監査役会に18回中17回出席しました。取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について公認会計士として専門的見地から意見表明を行っております。また、定期的に代表取締役との意見交換を実施しております。
社外監査役	大 毅	当事業年度に開催された取締役会に12回中9回出席するとともに、監査役会に18回中14回出席しました。取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について弁護士として専門的見地から意見表明を行っております。また、定期的に代表取締役との意見交換を実施しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	26,400千円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,400千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、3-D Matrix Europe SAS.及び3-D Matrix Asia Pte. Ltd.、北京立美基投資咨询有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
  - ・ 当社はコンプライアンスに基づく企業活動を行うべく、法令・定款及び社内規程の遵守、徹底を図る。
  - ・ 取締役会については、取締役会規程に基づき月1回定時取締役会を開催するとともに必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、各取締役は取締役会において重要な職務執行状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督を行う。
  - ・ 取締役会規程に基づき、重要な職務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定を行う。
  - ・ 監査役は、取締役会に出席し取締役の職務執行状況について意見聴取するとともに監視・監督を行う。
  - ・ 内部監査人は、定期的な内部監査で会社の業務実態を把握し、法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役へ報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理するものとする。また、保存・管理体制は継続的に見直しを実施する。
  - ・ 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他体制
  - ・ リスク管理規程に基づき、徹底したリスクの洗い出しを行う。
  - ・ 内部監査人は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役及び取締役会、監査役会に報告する。
  - ・ リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 経営に関する重要事項については、会議を必要に応じて開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。
  - ・ 事業計画に基づき中長期計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けた計数管理を行う。
  - ・ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う

体制とする。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ コンプライアンス規程に基づき、法令・定款の遵守を図るとともに、社内業務における適法・適切な手続きを明示した社内規程を整備し運用を行う。
  - ・ 内部監査人は、経営監視機能を高めるとともに、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているかどうか内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図る。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・ 子会社の取締役等は、関係会社管理規程に基づき、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を当社に遅滞なく報告する。
- ⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ リスク管理規程に基づき、徹底したリスクの洗い出しを行う。
  - ・ 内部監査人は、子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役及び取締役会、監査役会に報告する。
  - ・ リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。
- ⑧ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 経営に関する重要事項については、当社及び子会社の取締役を含めた会議を必要に応じて開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。
  - ・ 事業計画に基づき中長期計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けて計数管理を行う。
  - ・ 当社又は子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、関係会社管理規程及びその他社内規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。
- ⑨ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社のコンプライアンス規程を子会社においても準用し、法令、定款及び社内規程の遵守、徹底を図る。
  - ・ 関係会社規程に基づき、重要な職務執行について当社取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、当社取締役会で決定を行う。
  - ・ 監査役は、子会社の取締役等の職務執行状況について必要に応じて意見聴取するとともに監視・監督を行う。
  - ・ 内部監査人は、定期的な内部監査で子会社の業務実態を把握し、法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役に報告する。

- ⑩ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
  - ・ 当社は関係会社管理規程を制定し、当社企業集団相互の円滑な連携と健全な事業の発展を図る。
  - ・ 管理部はグループ各社の業務を所管する部門と連携して、内部統制の状況を把握し必要に応じて改善策等を指導する。
  - ・ 内部監査人はグループ各社に対し、定期的に内部監査を実施し、法令ならびに規程の遵守状況を監査すると共に必要な指導を行う。
- ⑪ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ・ 監査役がその必要を求めた場合には、これを置くこととする。
- ⑫ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・ 補助の使用人を置く場合には、当該使用人は監査役の指揮命令下に配属し、人事処遇等については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。
  - ・ 取締役は監査役補助使用人がその監査業務を遂行する上で制約を受けないように配慮し、その評価は監査役の意見を聴取することとする。
- ⑬ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・ 監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑭ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
  - ・ 監査役は、原則取締役会に出席し、取締役より、重要事項の報告を受け、関係書類の配布ならびに詳細な説明を受ける。
  - ・ 取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて業務内容及び内部統制状況について報告を行い、職務執行に関する法令違反、定款違反及び不正事実又は当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。
  - ・ 稟議書ならびに重要な契約書等は決裁・承認後、速やかに監査役が閲覧できるよう整備され、各業務執行の状況が随時確認できる体制とする。
  - ・ 監査役は、内部監査人より、内部監査の結果等について報告を受ける。
- ⑮ 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
  - ・ 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ・ 子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関する法令違反、定款違反及び不正事実又は当社又は子会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。

- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役へ報告を行った当社又は子会社の取締役又は使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。
- ⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務の進捗状況を把握できるように取締役会の他重要な会議に出席できることとする。
  - ・ 監査役会は、内部監査人、会計監査人と定期的に四半期に1度連絡会を開催し、相互連携を図る。
  - ・ 監査役会は、代表取締役と定期的に四半期に1度の報告会を開催し、情報・意見交換を行う。
- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- ⑭ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ⑭-1 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
- i 当社の行動規範として反社会的勢力対応規程を社内規程に定め、社長以下全役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
  - ii 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
- ⑭-2 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
- i 反社会的勢力対応規程において「反社会的勢力の不当な介入を許さず、断固として排除する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針とすると共に、反社会的勢力の排除のための体制作りに取り組む。
  - ii 反社会的勢力の排除を推進するために管理部を統括部署とする。
  - iii 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。また反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等からの情報収集に努める。
  - iv 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と密接な連携関係を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①取締役の職務の執行について

当社の取締役会は4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されており、取締役会には取締役及び監査役3名（うち社外監査役3名）が出席し、当社グループの重要事項の審議、決議するとともに業務執行の報告が行われました。社外取締役は独立した立場から審議、決議に加わり、経営の監督を行っております。また各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

### ②企業集団における業務の適正確保について

関係会社管理規程に基づき、当社取締役会において、子会社における重要事項の審議及び決議ならびに業務執行の報告が行われました。

### ③リスク管理体制について

リスク管理規程を制定し、経営に与える影響が大きいと判断されるリスクについては取締役会で報告され、リスクの共有及び迅速な対応を図っております。

### ④監査役の職務の執行について

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、会社の状況を把握し監査役相互による意見交換を行っております。また常勤監査役は、社内の重要会議に出席するとともに取締役等から職務執行状況を適宜聴取し、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2020年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,088,459</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,241,948</b>
現金及び預金	1,058,045	短期借入金	400,000
売掛金	143,992	未払金	683,942
たな卸資産	1,543,352	未払費用	73,182
前渡金	214,110	未払法人税等	53,594
その他	169,350	その他	31,229
貸倒引当金	△40,390		
		<b>固定負債</b>	<b>1,400,650</b>
		転換社債型新株予約 権付社債	1,400,000
<b>固定資産</b>	<b>27,157</b>	その他	650
<b>有形固定資産</b>	<b>—</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,642,599</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>—</b>	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>27,157</b>	<b>株主資本</b>	<b>△371,721</b>
敷金	21,696	資本金	8,396,999
その他	5,461	資本剰余金	8,386,820
		利益剰余金	△17,155,387
		自己株式	△153
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>429,229</b>
		為替換算調整勘定	429,229
		<b>新株予約権</b>	<b>415,509</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>473,018</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,115,617</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,115,617</b>

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2019年5月1日から  
2020年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
事業収益		
売上高	672,418	672,418
事業費用		
売上原価	560,433	
研究開発費	801,460	
販売費及び一般管理費	1,846,885	3,208,779
営業損失		2,536,360
営業外収益		
受取利息	382	
補助金収入	22,157	
その他	3,699	26,240
営業外費用		
支払利息	7,306	
支払手数料	528	
為替差損	398,158	
株式交付費	17,721	
社債発行費	21,000	
その他	1	444,716
経常損失		2,954,836
特別利益		
新株予約権戻入益	21,256	21,256
特別損失		
減損損失	160,343	
その他	1,026	161,369
税金等調整前当期純損失		3,094,949
法人税、住民税及び事業税		1,209
当期純損失		3,096,159
親会社株主に帰属する当期純損失		3,096,159

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年5月1日から  
2020年4月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年5月1日残高	7,567,177	7,557,006	△14,059,228	△153	1,064,801
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	829,822	829,814			1,659,636
親会社株主に帰属する当期純損失			△3,096,159		△3,096,159
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	829,822	829,814	△3,096,159	—	△1,436,522
2020年4月30日残高	8,396,999	8,386,820	△17,155,387	△153	△371,721

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2019年5月1日残高	66,826	66,826	381,372	1,513,000
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				1,659,636
親会社株主に帰属する当期純損失				△3,096,159
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	362,403	362,403	34,137	396,540
連結会計年度中の変動額合計	362,403	362,403	34,137	△1,039,982
2020年4月30日残高	429,229	429,229	415,509	473,018

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 継続企業の前提に関する注記

当社グループは研究開発費用が先行して計上されることから、当連結会計年度において、営業損失2,536,360千円、経常損失2,954,836千円、親会社株主に帰属する当期純損失3,096,159千円及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。

今後、当社グループは当該状況をいち早く解消し経営基盤の安定化を実現するために、以下の改善策に取り組んでまいります。

#### (1) 事業収益の拡大とコスト削減

事業収益の確保に向け当社グループは、当社製品である止血材について欧州では2019年6月にFUJIFILMと欧州全域をカバーする販売提携を実施しております。また、止血材と粘膜隆起材に関しては、国内において販売権許諾契約を締結済みであり、製造販売承認の取得に伴いマイルストーンペイメントの獲得が見込めるため、さらなる開発進展に取り組んでまいります。さらに、欧州で止血材や次世代止血材、米国で癒着防止材等の各パイプラインの販売許諾権やライセンス付与を進めるとともに、滅菌方法の変更やスケール・アップ等の新たな製造方法の確立、また、原材料であるペプチド自体の仕入価額の低減等により製品原価の大幅な低減に努めてまいります。

研究開発に関しては、臨床試験を必要としない、もしくは最小規模で実施できる等、グローバルで見て最も有利な市場を選びながらコストと時間の最小化に努めております。一般管理費においても、業務効率化による諸経費の削減やグローバルで経費のコントロール機能の強化等にも注力することで費用を圧縮し、収益構造の改善に努めてまいります。

#### (2) 資金調達

当社グループの研究開発及び事業運営を進めるための十分な資金確保に向けて、2019年3月に米国においてバイオ業界への投資に多くの実績を有する投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インク（以下「ハイツ」という。）に対し第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、2019年4月に1,299,990千円を調達しております。さらに、第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権も発行し資金調達を実行し、その内、第20回新株予約権の全数の行使が2019年8月16日に完了し、779,173千円を調達しております。

また、第23回新株予約権の発行及び行使も2020年1月より行われ、2020年3月12日までに683,763千円を調達しましたが、新型コロナウイルスの影響により当社を含む上場企業の株式が全般的に暴落し、行使の進行が難しくなりました。これを受けて直ちに無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の条件を見直し、新たに第2回及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債、第24回新株予約権及び第25回新株予約権を発行することで、当初のファイナンス条件を上回る契約を締結することができました。

この結果、新株予約権の払込金等により319,304千円を2020年4月30日に、第24回新株予約権の行使により2020年6月19日までに1,835,780千円を調達することができております。今後も順調に行使が進むものと考えております。

しかしながら、「(1)事業収益の拡大とコストの削減」については製品販売の拡大、契約一時金等の獲得、収益構造の改善が想定通りに進まないリスクがあり、「(2)資金調達」については株価の下落などにより当初想定した資金調達額を確保できないリスクがあります。

これらのリスクにより、研究開発及び事業運営のための十分な資金の確保にまだ不確実性があるため、現時点において継続企業の前提に重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	9社
連結子会社の名称	3-D Matrix, Inc. 3-D Matrix Europe SAS. 3-D Matrix Asia Pte. Ltd. 3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda. 北京立美基投資咨询有限公司 3-D Matrix Medical Technology Limited 3-D Matrix EMEA B.V. 3-D Matrix UK Limited 3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd

### 2. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.、北京立美基投資咨询有限公司、他1社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品、原材料、貯蔵品……移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

仕掛品……個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

#### (2) 重要な減価償却固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）……建物及び構築物並びに工具、器具及び備品については定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）によっております。また、機械装置及び運搬具については定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～15年
機械装置及び運搬具	8年
工具、器具及び備品	4年～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。

- ③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
- ④ 長期前払費用……………定額法によっております。
- (3) 繰延資産の処理方法  
株式交付費及び社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準  
貸倒引当金  
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。  
なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用についても同様に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

### 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 193,867千円  
上記の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

### 連結損益計算書に関する注記

#### 減損損失

当社グループは、当連結会計年度におきまして、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
事業用資産	工具、器具及び備品	日本、フランス、シンガポール、イギリス、ブラジル	4,603
	特許実施権、特許権、長期前払費用	日本、アメリカ、フランス、ブラジル	155,739

(注1) 減損損失の認識に至った経緯

当社グループは、当初の中期経営計画に基づき事業を遂行する過程で、今後の収益見直しを見直した結果、当該事業用資産につき減損処理を行うこととし、減損損失として特別損失に計上しております。

(注2) グルーピングの方法

当社グループは、事業用資産については、事業遂行の過程で相互に関連することから、全体を一つの資産グループと見做しております。

(注3) 回収可能価額の見積り方法

当資産グループの回収可能価額について、事業用資産は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零としております。

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 31,876,450株
- 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 10,407,400株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、第三者割当及び公募等による増資並びに銀行借入及び転換社債型新株予約権付社債により資金を調達しております。増資並びに銀行借入及び転換社債型新株予約権付社債により調達した資金の用途は主に研究開発資金であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、敷金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び銀行借入である短期借入金は、1年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また、未払金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日及び残高を管理しております。また、当社は、営業債務及び借入について管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を当社の研究開発費、販売費及び一般管理費の12ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。当社グループの主要取引先は世界各国にあり、その取引価格は、外貨建のもの及び円建価格のものが存在しております。外貨建の取引については、当社が為替の影響を受けることとなっており、一方、円建価格の取引については当社の取引先が為替の影響を受けることとなっており、敷金については、賃借契約に際し、取引先の信用状況の把握に努めております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年4月30日（連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照下さい。）。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,058,045	1,058,045	—
(2) 売掛金	143,992		
貸倒引当金 ※	△40,390		
	103,601	103,601	—
資産計	1,161,646	1,161,646	—
(1) 短期借入金	400,000	400,000	—
(2) 未払金	683,942	683,942	—
負債計	1,083,942	1,083,942	—

※ 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

なお、売掛金については、貸倒引当金の個別引当及び個別に信用リスクを把握することが困難な先について、一括貸倒引当金を信用リスクとみなし、時価を算定しております。

#### 負債

#### (1) 短期借入金、(2) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
敷金	21,696
転換社債型新株予約権付社債	1,400,000

敷金については、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

転換社債型新株予約権付社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1円	80銭
1 株当たり当期純損失金額	103円	36銭

## 重要な後発事象に関する注記

### 1. 転換社債型新株予約権付社債の権利行使

当社が発行した「第24回無担保転換社債型新株予約権付社債」について、当連結会計年度末後から2020年6月19日までに権利行使が行われており、その概要は以下のとおりであります。

1. 新株予約権の行使個数	5個
2. 発行した株式の種類及び株式数 (2020年4月30日現在の発行済株式総数の0.9%)	普通株式 297,619株
3. 資本金の増加額	43,750千円
4. 資本準備金の増加額	43,750千円

### 2. 新株予約権の権利行使

当社が発行した「第24回新株予約権（行使価額修正条項付）」について、当連結会計年度末後から2020年6月19日までに権利行使が行われており、その概要は以下のとおりであります。

1. 新株予約権の行使個数	57,800個
2. 発行した株式の種類及び株式数 (2020年4月30日現在の発行済株式総数の18.1%)	普通株式 5,780,000株
3. 資本金の増加額	923,092千円
4. 資本準備金の増加額	923,092千円

## 貸借対照表

(2020年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,968,909	流動負債	1,164,521
現金及び預金	829,476	買掛金	192,388
売掛金	1,498,901	短期借入金	400,000
たな卸資産	1,210,775	未払金	505,353
前渡金	225,487	未払費用	9,641
立替金	24,415	未払法人税等	53,594
関係会社短期貸付金	3,658,673	預り金	3,543
その他	101,415		
貸倒引当金	△4,580,235	固定負債	1,400,000
		転換社債型新株予約権 付社債	1,400,000
固定資産	15,557		
有形固定資産	—	負債合計	2,564,521
無形固定資産	—	(純資産の部)	
投資その他の資産	15,557	株主資本	4,435
関係会社長期貸付金	752,629	資本金	8,396,999
敷金	15,257	資本剰余金	8,386,820
その他	300	資本準備金	8,386,820
貸倒引当金	△752,629	利益剰余金	△16,779,231
		その他利益剰余金	△16,779,231
		繰越利益剰余金	△16,779,231
		自己株式	△153
		新株予約権	415,509
		純資産合計	419,945
資産合計	2,984,466	負債・純資産合計	2,984,466

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2019年5月1日から  
2020年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		
売上高	580,786	580,786
事業費用		
売上原価	688,453	
研究開発費	566,812	
販売費及び一般管理費	566,041	1,821,307
営業損失		1,240,520
営業外収益		
受取利息	32	
その他	547	580
営業外費用		
支払利息	6,648	
支払手数料	528	
為替差損	340,873	
株式交付費	17,721	
社債発行費	21,000	386,773
経常損失		1,626,713
特別利益		
新株予約権取崩益	21,256	21,256
特別損失		
減損損失	154,969	
貸倒引当金繰入額	1,003,124	
その他	1,026	1,159,119
税引前当期純損失		2,764,576
法人税、住民税及び事業税		1,210
当期純損失		2,765,786

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年5月1日から  
2020年4月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2019年5月1日残高	7,567,177	7,557,006	7,557,006	△14,013,444	△14,013,444
事業年度中の変動額					
新株の発行	829,822	829,814	829,814		
当期純損失				△2,765,786	△2,765,786
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	829,822	829,814	829,814	△2,765,786	△2,765,786
2020年4月30日残高	8,396,999	8,386,820	8,386,820	△16,779,231	△16,779,231

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2019年5月1日残高	△153	1,110,585	381,372	1,491,957
事業年度中の変動額				
新株の発行		1,659,636		1,659,636
当期純損失		△2,765,786		△2,765,786
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			34,137	34,137
事業年度中の変動額合計	—	△1,106,149	34,137	△1,072,012
2020年4月30日残高	△153	4,435	415,509	419,945

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 継続企業の前提に関する注記

当社グループは研究開発費用が先行して計上されることから、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。

今後、当社グループは当該状況をいち早く解消し経営基盤の安定化を実現するために、以下の改善策に取り組んでまいります。

#### (1) 事業収益の拡大とコスト削減

事業収益の確保に向け当社グループは、当社製品である止血材について欧州では2019年6月にFUJIFILMと欧州全域をカバーする販売提携を実施しております。また、止血材と粘膜隆起材に関しては、国内において販売権許諾契約を締結済みであり、製造販売承認の取得に伴いマイルストーンペイメントの獲得が見込めるため、さらなる開発進展に取り組んでまいります。さらに、欧州で止血材や次世代止血材、米国で癒着防止材等の各パイプラインの販売許諾権やライセンス付与を進めるとともに、滅菌方法の変更やスケール・アップ等の新たな製造方法の確立、また、原材料であるペプチド自体の仕入価額の低減等により製品原価の大幅な低減に努めてまいります。

研究開発に関しては、臨床試験を必要としない、もしくは最小規模で実施できる等、グローバルで見て最も有利な市場を選びながらコストと時間の最小化に努めております。一般管理費においても、業務効率化による諸経費の削減やグローバルで経費のコントロール機能の強化等にも注力することで費用を圧縮し、収益構造の改善に努めてまいります。

#### (2) 資金調達

当社グループの研究開発及び事業運営を進めるための十分な資金確保に向けて、2019年3月に米国においてバイオ業界への投資に多くの実績を有する投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インク（以下「ハイツ」という。）に対し第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、2019年4月に1,299,990千円を調達しております。さらに、第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権も発行し資金調達を実行し、その内、第20回新株予約権の全数の行使が2019年8月16日に完了し、779,173千円を調達しております。

また、第23回新株予約権の発行及び行使も2020年1月より行われ、2020年3月12日までに683,763千円を調達しましたが、新型コロナウイルスの影響により当社を含む上場企業の株式が全般的に暴落し、行使の進行が難しくなりました。これを受けて直ちに無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の条件を見直し、新たに第2回及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債、第24回新株予約権及び第25回新株予約権を発行することで、当初のファイナンス条件を上回る契約を締結することができました。

この結果、新株予約権の払込金等により319,304千円を2020年4月30日に、第24回新株予約権の行使により2020年6月19日までに1,835,780千円を調達することができております。今後も順調に行使が進むものと考えております。

しかしながら、「(1) 事業収益の拡大とコストの削減」については製品販売の拡大、契約一時金等の獲得、収益構造の改善が想定通りに進まないリスクがあり、「(2) 資金調達」については株価の下落などにより当初想定した資金調達額を確保できないリスクがあります。

これらのリスクにより、研究開発及び事業運営のための十分な資金の確保にまだ不確実性があるため、現時点において継続企業の前提に重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類等は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類等には反映しておりません。

## 重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………建物並びに工具、器具及び備品については、定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）によっております。また、機械及び装置については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	4年～15年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

#### (4) 長期前払費用……………定額法によっております。

### 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

### 4. 重要な引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨により換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……………税抜方式によっております。

### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 126,923千円  
上記の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。
2. 関係会社に対する金銭債権債務  
短期金銭債権 1,545,603千円  
短期金銭債務 281,519千円

### 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高  
売上高 580,786千円  
研究開発費 135,828千円
2. 特別損失  
子会社への債権等に対し、貸倒引当金繰入額1,004,273千円を計上しております。

### 株主資本等変動計算書に関する注記

- 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
- |      |      |
|------|------|
| 普通株式 | 246株 |
|------|------|

### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内容は、繰越欠損金、貸倒引当金、関係会社株式評価損、減損損失、株式報酬費用であります。なお、全額評価性引当額を計上しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	3-D Matrix, Inc.	所有 直接100%	研究開発等の委託 資金の貸付 役員の兼任	研究開発等の委託 (注1) 資金の貸付 (注2)	135,828 156,027	前渡金 未払金 短期貸付金 長期貸付金 (注4)	22,877 88,257 384,000 752,629
	3-D Matrix Europe SAS.	所有 直接100%	資金の貸付 製品の販売 商品の仕入 役員の兼任	資金の貸付 (注2) 当社製品の販売 (注3) 商品の仕入 (注3)	523,011 432,566 6,502	短期貸付金 (注4) 売掛金 (注4) 買掛金	2,031,564 1,346,656 192,187
	3-D Matrix Asia Pte. Ltd.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	145,158	短期貸付金 (注4)	874,482
	3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd	所有 間接100%	製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売 (注3)	134,019	売掛金 (注4)	137,971
	3-D Matrix EMEA B. V.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	—	短期貸付金 (注4)	133,388
	3-D Matrix UK Limited.	所有 間接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	—	短期貸付金 (注4)	48,946
	3-D Matrix Medical Technology Limited.	所有 間接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	3,828	短期貸付金 (注4)	86,038
	3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.	所有 直接99.9% 間接 0.1%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	55,370	短期貸付金 (注4)	100,253

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 研究開発等委託の取引条件については、市場実勢を勘案して金額等を決定しております。  
(注2) 資金貸付の取引条件については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。  
(注3) 製品の販売及び商品の仕入については、市場価格、総原価を勘案して決定しております。  
(注4) 子会社への債権等に対して、5,332,864千円の貸倒引当金を計上しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	0円 14銭
1 株当たり当期純損失金額	92円 33銭

## 重要な後発事象に関する注記

### 1. 転換社債型新株予約権付社債の権利行使

当社が発行した「第2回無担保転換社債型新株予約権付社債」について、当事業年度末後から2020年6月19日までに権利行使が行われており、その概要は以下のとおりであります。

1. 新株予約権の行使個数	5個
2. 発行した株式の種類及び株式数 (2020年4月30日現在の発行済株式総数の0.9%)	普通株式 297,619株
3. 資本金の増加額	43,750千円
4. 資本準備金の増加額	43,750千円

### 2. 新株予約権の権利行使

当社が発行した「第24回新株予約権（行使価額修正条項付）」について、当事業年度末後から2020年6月19日までに権利行使が行われており、その概要は以下のとおりであります。

1. 新株予約権の行使個数	57,800個
2. 発行した株式の種類及び株式数 (2020年4月30日現在の発行済株式総数の18.1%)	普通株式 5,780,000株
3. 資本金の増加額	923,092千円
4. 資本準備金の増加額	923,092千円

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

株式会社スリー・ディー・マトリックス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森内茂之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 土居一彦 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スリー・ディー・マトリックスの2019年5月1日から2020年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリー・ディー・マトリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

株式会社スリー・ディー・マトリックス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森内茂之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 土居一彦 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スリー・ディー・マトリックスの2019年5月1日から2020年4月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、2019年5月1日から2020年4月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営企画室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月29日

株式会社スリー・ディー・マトリックス 監査役会

常勤監査役 河 邊 務 ㊟

監 査 役 向 川 寿 人 ㊟

監 査 役 大 毅 ㊟

- (注) 常勤監査役 河邊 務及び監査役 向川 寿人並びに監査役 大 毅は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 監査役1名選任の件

監査役大毅氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
だい 大 つよし 毅 (1976年5月27日生)	2000年10月 弁護士登録 森綜合法律事務所（現：森・濱田松本法律事務所）入所 2003年4月 阿部・井窪・片山法律事務所入所 2005年10月 大毅法律事務所（現：大綜合法律事務所）設立、代表就任（現任） 2012年7月 当社監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 大綜合法律事務所 代表 JITSUBO(株) 社外監査役 (株)オロ 社外監査役 (株)リロググループ 社外監査役	一株

- (注) 1. 上記候補者と当社間に、特別の利害関係はありません。
2. 大毅氏は社外監査役候補者であります。
3. 大毅氏を社外監査役候補者とした理由及び社外監査役との責任限定契約について
- (1) 大毅氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の監査にいかしていただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、大毅氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- (2) 大毅氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- (3) 当社は、大毅氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

**第2号議案** 当社の従業員ならびに当社社会社の取締役及び従業員、社外協力者に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり当社の従業員ならびに当社社会社の取締役及び従業員、社外協力者に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をする理由  
当社の従業員ならびに当社社会社の取締役及び従業員に対して、中長期的なインセンティブを付与することを目的とし、社外協力者には期待する貢献の度合いに応じて付与するものであり、当社グループ全体の事業推進やグローバル展開を加速させ、企業価値の向上や株主の皆様利益向上を目指してストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであります。
2. 本議案の承認決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の数の上限及び目的である株式の数

新株予約権3,000個を上限といたします。

各新株予約権の目的である株式数（以下「目的株式数」という。）は普通株式100株といたします。

ただし、割当日以降当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他目的株式数を調整することが適切な場合は、会社は合理的な範囲内で目的株式数の調整を行うことができるものといたします。

(2) 新株予約権につき、金銭の払込を要しないことといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額といたします。

行使価額は、当該新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成

立しない日を除く。)における東京証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものといたします。

ただし、その金額が当該新株予約権の割当日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、後者の価格といたします。

割当日以降、当社が当社普通株式の分割・併合及び時価を下回る価額で当社普通株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切上げるものといたします。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times 1 \text{株当たり} \\ \text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の時} \\ \text{価} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \begin{array}{r} \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数} \\ \text{(株式の併合の場合は} \\ \text{併合株式数を減ずる)} \end{array}}$$

割当日以降、当社が合併等を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他1株当たりの行使価額を調整することが適切な場合は、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものといたします。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

- ① 当社の従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員：

当社取締役会における新株予約権発行の日後2年を経過した日から10年を経過する日までといたします。

- ② 社外協力者：

当社取締役会における新株予約権発行の日から、10年を経過する日までといたします。

(5) 新株予約権行使の条件

- ① 新株予約権者のうち社外協力者を除く当社又は当社子会社の役員又は従業員は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の役員又は従業員であることを要するものといたします。ただし、当社もしくは当社子会社の役員が任期満了により退任した場合又は当社もしくは当社子会社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではないものといたします。

- ② 前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合、新株予約権の行使期間開始後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。また、前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合、新株予約権者死亡後6カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができるものといたします。
- ③ その他権利行使の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによるものといたします。
- (6) 増加する資本金及び資本準備金
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。
- (7) 新株予約権の取得事由
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものといたします。
- ② 新株予約権者が上記新株予約権行使の条件により新株予約権を行使できなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。
- (8) 譲渡による本新株予約権の取得の制限
- 譲渡により本新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を要するものといたします。
- (9) 合併等における新株予約権の交付
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「組

織再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めることを条件といたします。

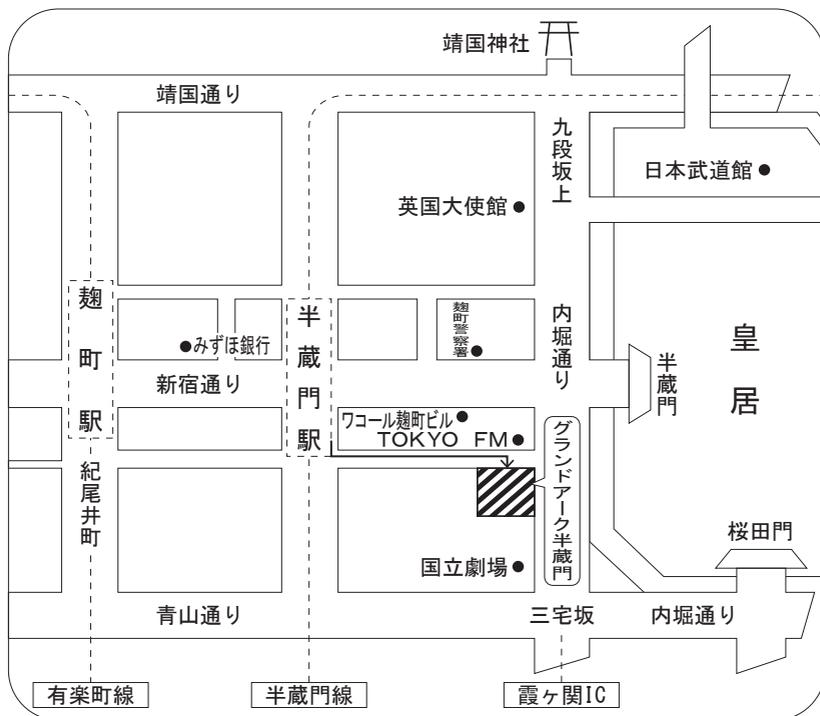
- ① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
- ② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類  
組織再編対象会社の普通株式とするものといたします。
- ③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものといたします。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間  
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までといたします。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区隼町1番1号  
ホテルグランドアーク半蔵門 富士の間  
TEL : 03 (3288) 0111 (代表)



## [交通のご案内]

- ・東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」1番出口より徒歩約2分
- ・東京メトロ有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩約7分

当日会場は駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本年は株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。